

改正

平成26年3月31日規則第14号

令和3年3月31日規則第19号

令和3年6月30日規則第39号

令和6年3月26日規則第16号

長野市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野市条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び条例で使用する用語の例による。

(構造設備)

第3条 条例第4条第2項の規則で定める要件は、次のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(設備等)

第4条 条例第10条第3項の規定により規則で定める設備等の基準は、次の各号に掲げる設備等の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 訓練・作業室 次に定める基準

ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するもので

あること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室 次に定める基準

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂 次に定める基準

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものとすること。

(5) 洗面所 次に定める基準

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所 次に定める基準

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下幅 次に定める基準

ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

(職員)

第5条 条例第11条第1項第3号の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）第11条第1項第2号イ(3)に規定する厚生労働大臣が定

める者とする。

2 条例第11条第2項の規定により規則で定める職員の員数その他の配置の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設長の数は、1とすること。

(2) 生活介護を行う場合の職員の員数の基準は、次のアからウまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める基準とすること。

ア 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に定める基準

(ア) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法（障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、次のa及びbに掲げる数を合計した数以上とすること。

a 次の(a)から(c)までに掲げる平均障害支援区分（基準省令第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)の厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(a)から(c)までに定める数

(a) 平均障害支援区分が4未満 利用者（基準省令第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)(i)の厚生労働大臣が定める者を除く。(b)及び(c)において同じ。）の数を6で除した数

(b) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

(c) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数

b a(a)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

(イ) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(ウ) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うために必要な数とすること。

(エ) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ サービス管理責任者 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1
を加えて得た数以上

(3) 前号イの生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

(4) 機能訓練を行う場合の職員の員数の基準は、次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準とすること。

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に定める基準

(ア) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

(イ) 看護職員の数は、1以上とすること。

(ウ) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、1以上とすること。

(エ) 生活支援員の数は、1以上とすること。

イ サービス管理責任者 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1
を加えて得た数以上

(5) 障害者支援施設が、障害者支援施設における機能訓練に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、機能訓練（以下この条において「訪問による機能訓練」という。）を行う場合は、前号に定める員数の職員に加えて、当該訪問による機能訓練を行う生活支援員を1人以上置くものとする。

(6) 生活訓練を行う場合の職員の員数の基準は、次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準とすること。

ア 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

イ サービス管理責任者 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1
を加えて得た数以上

(7) 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、前号ア中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とすること。

(8) 障害者支援施設が、障害者支援施設における生活訓練に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、生活訓練（以下この条において「訪問による生活訓練」という。）を行う場合は、前2号に掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による生活訓練を行う生活支援員を1人以上置くものとする。

(9) 就労移行支援を行う場合の職員の員数の基準は、次のアからウまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める基準とすること。

ア 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準

(ア) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

(イ) 職業指導員の数は、1以上とすること。

(ウ) 生活支援員の数は、1以上とすること。

イ 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

ウ サービス管理責任者 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(10) 前号の規定にかかわらず、認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の職員の員数の基準は、次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準とすること。

ア 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準

(ア) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

(イ) 職業指導員の数は、1以上とすること。

(ウ) 生活支援員の数は、1以上とすること。

イ サービス管理責任者 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(11) 就労継続支援B型を行う場合の職員の員数の基準は、次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準とすること。

ア 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準

(ア) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

(イ) 職業指導員の数は、1以上とすること。

(ウ) 生活支援員の数は、1以上とすること。

イ サービス管理責任者 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(12) 施設入所支援を行う場合の職員の員数の基準は、次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める基準とすること。

ア 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数とすること。ただし、機能訓練、生活訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は基準省令第11条第1項第7号イ(1)の厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とすること。

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

(13) 前号アの施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は、30人以上とする。

- 3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。
- 4 第2項の障害者支援施設の職員（施設長を除く。）は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら機能訓練、生活訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、条例第11条第3項、第4項及び第5項（認定障害者支援施設に係る場合を除く。）の規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上を常勤でなければならないとすることができる。
- 6 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、条例第11条第6項並びに第2項第2号ウ、第4号イ、第6号イ、第9号ウ、第10号イ及び第11号イの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第12条第2項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、サービス管理責任者のうち1人以上を常勤でなければならないとすることができる。
- (1) 利用者の数の合計が60以下 1以上
- (2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- (施設障害福祉サービス計画に係るモニタリング)

第6条 サービス管理責任者は、条例第18条第10項の規定により、次に定めるところによりモニタリングを行わなければならない。

- (1) 定期的に利用者に面接すること。
- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(就労継続支援B型の工賃の支払)

第7条 就労継続支援B型の提供に当たり、条例第24条第1項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第8条 条例第34条の規則で定める給付金は、基準省令第33条の2に規定する厚生労働大臣が定める給付金とする。

2 条例第34条の規定による金銭の管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この項において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。

(衛生管理等)

第9条 条例第38条第2項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(書面に代わる方法等)

第10条 条例第46条第1項に規定する規則で定めるものは、同項に規定する書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とする。

2 条例第46条第2項に規定する規則で定める方法は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）とする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年10月1日前から存する法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法

律第37号) 第21条の6に規定する知的障害者更生施設(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。))による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。)) 第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。)において施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築、改築等により建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。)について、第4条第2号の規定を適用する場合においては、同号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。

3 平成18年10月1日前から存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)) 第29条に規定する身体障害者更生施設(以下「身体障害者更生施設」という。))若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設(整備省令による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。)) 第50条第1号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。))又は知的障害者更生施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第4条第2号の規定を適用する場合においては、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

4 平成18年10月1日前から存する身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第2条若しくは第4条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設であって旧知的障害者援護施設最低基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第4条第2号の規定を適用する場合においては、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

5 平成18年10月1日前から存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設(以下「身体障害者療護施設」という。))であって、旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第3条の規定の適用を受けているものが施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物について、第4条第2号の規定を適用する場合においては、同号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

- 6 平成18年10月1日前から存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設又は知的障害者更生施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第4条第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
- 7 平成18年10月1日前から存する知的障害者更生施設が施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物について、第4条第8号の規定を適用する場合には、同号ア中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。
- 8 平成18年10月1日前から存する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設又は知的障害者更生施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第4条第8号イの規定は、当分の間、適用しない。

附 則（平成26年3月31日規則第14号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第19号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和3年6月30日規則第39号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。（後略）

附 則（令和6年3月26日規則第16号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。